

コンプライアンス基本方針

日本損害鑑定協会（以下本会という）では、コンプライアンスを組織運営上の最重要課題のひとつとして位置付け、会員及び法人会員に所属する損害鑑定人（以下「会員等」という）は、定款、倫理規程・行動規範に定められた事項を遵守するとともに、その社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、以下を定めることとします。

1.コンプライアンス委員会の活動の進め方

(1) 基本的考え方

- ① 本会設立の本来的意義の実現に向け、各事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、本規定に従い行動する。
- ② コンプライアンスとは、事業活動に関連するすべての法令、ガイドライン及び社内規定、社会規範等を遵守し、広く社会の期待と要請に応えるべく公正・公平かつ誠実な活動を実現することをいう。

(2) コンプライアンス態勢の構築

① 態勢の整備

- ・コンプライアンスに関する重要事項が、コンプライアンス委員会（以下委員会という）に迅速・適切に報告される態勢を整備する。
- ・本会における委員会は、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンス態勢の確保のための必要な調査をすることができるものとする。
- ・会員等がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談態勢を整備する。
- ・委員会は、コンプライアンスに係る事柄に対して独自に調査し、理事会においてその調査内容を報告しなければならない。
- ・理事全員が委員会の委員となる。委員会委員長は、代表理事（会長）がその任に付き、委員会の下部組織として別にコンプライアンス小委員会（以下小委員会という）を組織し、5名の理事と推進役1名で構成することとする。

② 推進活動の実施

- ・委員会は、倫理規程・行動規範、その他遵守すべき法令等に従い、会員等にコンプライアンス意識の醸成を推進する。
- ・コンプライアンス上問題となる言動、行為が発生した場合、又はそれらの疑義が生じた場合、小委員会は、迅速に調査し、その発生原因・真因を分析し、再発防止策等を委員会に提案する。
- ・理事会開催時は委員会を必ず開催し、コンプライアンスに係る審議事項を論議し、コンプライアンス意識の醸成を推進する。

(3) コンプライアンスに係る会員等の行動基準

① 行動基準

- ・健全な損害鑑定の発展に寄与し、社会からの信頼を得るために、法令等の遵守を行動の基本に据え、公正・適切な業務運営に努めるとともに、別に定める「倫理規定・行動規範」に従うこ

ととする。

② 迅速な報告

・法令等に違反又はそのおそれがある行為を発見した場合は、会員等は、委員会に迅速に報告すること。

(4) 適切な損害鑑定活動を支える基本的行動

- ① 損害鑑定の公共性を十分認識し、損害鑑定の公正と適切を確保することで、お客さまの保護に努めます。
- ② 業務上知り得たお客さま情報の取り扱いについて、細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めるとともに、定められた目的以外に利用しません。
- ③ 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会勢力には、警察等関係諸機関とも連携し、毅然として立ち向かいます。
- ④ 損害鑑定を行うにあたり、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理し適切に業務を行います。
- ⑤ 競争相手との関係において、談合や、不公正な競争手段を用いること、又取引上の地位を利用して不公平な取引を求めることは行いません。
- ⑥ 業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。
- ⑦ 人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、社会的身分、門地、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
- ⑧ 安全で働きやすい職場環境を確保します。

(5) 迷った時の判断基準

- 基本的留意点として、自分の取るべき行動に迷った時は、次の手順に照らし判断する。
- ・自分の良心に反しないか。社会通念に照らして正しいだろうか。
 - ・自分の家族や友人に胸を張って見せられるか。説明できるだろうか。
 - ・正しくないわかっているのにやっていないだろうか、やろうとしていないのだろうか。
 - ・本会の会員として信頼・ブランドを損なわないか。

(6) 会員等の基本的行動の実践に向けて－特に留意すること－

法令等に反することを命じることはできないとともに、法令等を遵守することによっていかなる不利益も受けないことを確認する。

2019年7月17日

更新 2019年10月9日

更新 2020年8月19日

一般社団法人 日本損害鑑定協会
コンプライアンス委員会